

保健師助産師看護師法施行細則及びあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月一日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第四十九号

保健師助産師看護師法施行細則及びあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(保健師助産師看護師法施行細則の一部改正)

第一条 保健師助産師看護師法施行細則(昭和二十九年広島県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正 後	改正 前
(准看護師再教育研修の修了の登録の申請) 第九条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等(以下「国籍等」という。))を記載したものに限る。第十二条第一項において同じ。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第十二条第一項において同じ。) (准看護師再教育研修修了登録証の書換交付申請) 第十一条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 戸籍謄本又は戸籍抄本。ただし、中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し(国籍等を記載したものに限る。))及び准看護師再教育研修修了登録証の記載事	(准看護師再教育研修の修了の登録の申請) 第九条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等(以下「国籍等」という。))を記載したものに限る。第十二条第一項において同じ。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第十二条第一項において同じ。) (准看護師再教育研修修了登録証の書換交付申請) 第十一条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 戸籍謄本又は戸籍抄本。ただし、中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。))

項に変更が生じたことを証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び准看護師再教育研修了登録証の記載事項に変更が生じたことを証する書類とする。

及び准看護師再教育研修了登録証の記載事項に変更が生じたことを証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び准看護師再教育研修了登録証の記載事項に変更が生じたことを証する書類とする。

別記様式第一号中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。

別記様式第二号及び別記様式第三号中「本籍（国籍）」を「本籍（国籍等）」に改める。

別記様式第四号中「登録者の本籍（国籍）」を「登録者の本籍（国籍等）」に改める。
別記様式第七号及び別記様式第九号中「本籍（国籍）」を「本籍（国籍等）」に改める。

別記様式第十号中「本籍地」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。

別記様式第十一号、別記様式第十二号及び別記様式第十四号中「本籍（国籍）」を「本籍（国籍等）」に改める。

別記様式第十五号中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。

（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部改正）

第二条 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（昭和四十六年広島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第七号中「本籍（国籍）」を「本籍（国籍等）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の保健師助産師看護師法施行細則及びあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の規定により行われている申請その他の手続については、この規則による改正後の保健師助産師看護師法施行細則及びあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。